社会保障 協定 の実施に伴う厚生年金保険法等の特 例等 に関する法律案要綱

第一 制定の趣旨

我 がが 玉 が 深締結 L た社会保障協定 の実施に に関する諸法律を統合するとともに、 今後締結す る社会保障協定

 \mathcal{O} 実 施 に 備えて、 健 康保険 法 船 員 保険 法 国]民健· 康 保険 法、 高 齢者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保 12 関 す る法 律、 玉 民 年

金法、 厚生 年 金保 険 法 玉 家 公務 員 (共済 組 合法、 地 方公務日 員等 共 済 組 合 法 及 び 私立 学 校教 職 員 共 済 法 \mathcal{O} 特

例その 他 必要な事項を一 般的に定めることにより、 社会保障協定に係る法制 の簡 素化及び その適 確 か つ円

滑な実施を図ること。

第二 社会保障 協定 の実施 に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 :の要点

一 健康保険法関係

健 康 保 険 \mathcal{O} 適 用 事 業 所 に 使用 され る者であ 0 て 医 療保 険 制 度 に係 る 我 が 玉 0 法 令 及 び 相手 玉 法 合の 重

複適 用 \mathcal{O} 口 避 に 関 す る事 項 につ 7 て定め る社会保 障 協 定 \mathcal{O} 規定 (以 下 医 療 保 険 制 度適 用 調 整 規 定 لح

いう。 に より相 手国法令の 規定の適用を受けるものは、 健康保険の被保険者としないこと。 (第三条

第一項関係)

二 船員保険法関係

船 員法第 条に規定する船員として船舶所有者に使用される者であって、 日 本国籍を有する船舶又は

相 手 玉 \mathcal{O} 玉 籍 を有する船 船等に お *(*) て就労し、 か つ、 医 療保険 **以制度適** 用調整日 規定により 相 手国法令の適

用 を受け る ŧ 0) は 船 員 保 険 \mathcal{O} 被保険者としないこと。 (第 四 条第 項 舅 係

三 国民健康保険法関係

市 町 村 又 は 特 別 区の 区 域 内に住所を有する者であって、 医療 保険 制 度適同 用調整規定に より相 手 国]法令

 \mathcal{O} 規 定 の適用を受けるも の又はその配偶者若しくは子であって政令で定めるもの は、 玉 民健康保険 \mathcal{O} 被

保険者としないこと。(第五条第一項関係)

兀 高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保 に 関 する 法 律 関 係

高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保 に 関 す Ź 法 律 第 五. 十 条 に規定する者 こであ 0 て、 医 療 保 険 制 度適 用 調 整 規 定 に ょ n

相 手 国 法 令 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適用 を受けるも \mathcal{O} 又 は そ \mathcal{O} 配 [偶者若. しくは子であ って政令で定めるも のは、 後 期 高

齢者医療の被保険者としないこと。(第六条第一項関係)

五 国民年金

法

関

係

1 日 本 玉 内 に住 所を有する者であって、 年金制度に係る我 が国 の法令及び相手国法令 . (T) 重複 適 用 の 回

避 に . 関 する事項に つい て定める社会保障 協 定 \mathcal{O} 規定 (以 下 年 金制 度適 用 調 整 規定」 とい う。 に ょ

り 相 手 国法 令 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用を受け るも 0 又はそ の配 品偶者若. しくは子であって政令で定めるも 0 は 玉

民年金の被保険者としないこと。(第七条第一項関係)

2 相 手 玉 期 間 を 有 する者が 老 齢 基 礎 年 金 又 は 遺 族 基 礎 年 金 \mathcal{O} 受給 資 格 要件 たる期間 を満 たさな 場

合、 その 者 \mathcal{O} 相 手 玉 期間を合算対 象期間等に算入すること。 (第十 一条第 項 関 係

3 相 手 玉 I期間: を有する老齢厚生年 金又は 退職共済年金の受給権者 の配 偶 者につ いて、 当該受給権者 が

そ 0 者 0 配 偶者 に係る老齢 基 礎 年 金 \mathcal{O} 振 替加算等 \mathcal{O} 加 算資格要件 た る期間等を満 たさな い場 当 該

受給 権 者 \mathcal{O} 相 手 玉 期間 を考慮すること。 (第十一 条第二項 関 係

4 相 手 玉 期 間 を 有 す る者が、 障 害基 礎年 金 又は 遺 族 基 礎 年 金 \mathcal{O} 納 付 要件、 を満 たさな い場合、 そ 0 者 \mathcal{O}

相 手 国 期 間 を考 慮すること。 (第十二条第一 項 及び 第十三条第 項 関 係

相 手 ,国期間, 中 に初診 日のある傷病による障害を有する者であって、 当該障害に係る障害認定日にお

5

1 て保 険 料納 付 済 期間 等を有するも 0 は、 障害基 礎 年金 の支給要件 を定め た 規 定 の適 用に当たり、 当

該 初診 日 12 お 7 7 国民年金の被保険者であ 0 たものとみなすこと。 (第十二条第二項関 係

6 保険料納付済期間等を有する者が相手国期間中に死亡した場合は、 遺族基礎年金の支給要件を定め

た規定 \mathcal{O} 適用に当たり、 国民年 金の被保険者が 死亡したものとみなすこと。 (第十三条第二項 関 係

7 3 \mathcal{O} 特 例 に ょ り支給する老 齢 基 礎 年 金 \mathcal{O} 振替加 算等 \mathcal{O} 額 は 玉 民 年 金法 0 規定に ょ る額 加 算 \mathcal{O}

資 格 要件 た る 期 間 に 対 す ,る被! 用 者年 金 被保険者等 で あ 0 た 期間 0) 比 を乗じ て得た額等とすること。

(第十四条第一項及び第二項関係)

8 4 か 5 6ま での特例 により支給する障害基礎年金又は遺族基礎年金の額は、 按分率を乗じて得た額

とすること。 (第十六条第一 項から 第三項 まで及び第十七条第一 項 から第三項まで関係

9 障 害 認定 日 が 社会保証 障 <u>'</u>協定 \mathcal{O} 効力 発生 \mathcal{O} 日 (以 下 「発効日」という。) 前に ある傷 病に係 る初診 日

に お 1 7 相 手 国 期 間を有する者 こであ 0 て、 当該 初 診 日 が 玉 民 年 金 \mathcal{O} 被保 険 者 期 間 又は 相 手 玉 期 間 中 12

あ るも \mathcal{O} が 当 該 障 . 害 |認定日 に お į١ て、 障 |害等| 級に 該当する程度 \mathcal{O} 障 害 \mathcal{O} 状 が態に、 あり、 カゝ つ、 保険料

付 済期間等を有するときは、 障害基礎年金を支給すること。 (第十九条関係)

納

相 手 玉 期 間 及 (び保険) 料 納付 済期間を有する者が 発効日前 に 死亡し た場合であって、 当該 死亡 した日

10

が 玉 民 年金 の被保険者 期間又 は 相 手国期間 中にあるときは、 その者の妻又は子に遺族基礎年金を支給

すること。 (第二十条関係)

11 玉 民 年金法による給付等の受給資格要件を満たさない者が二以上 \mathcal{O} 相手国期間を有しているときは

 \mathcal{O} 社 会保障 |協定 に係 る相 手 玉 期 間 \mathcal{O} み を有り してい るものとして、 2 か 5 10 までの特例 をそれぞれ

適用すること。(第二十一条関係)

12 2 か 5 10まで の特例に より支給する国民年金法による給付等の 額 は、 当 該 国民年金法による給付等

 \mathcal{O} 受給権者が二以上の相手国期間を有しているときは、一 の社会保障協定に係る相手 ,国期間 \mathcal{O} みを有

L て **,** \ るものとしてそれぞれ計算した額 のうち最も高 い額とすること。 (第二十二条関 係

六 厚生年金保険法関係

1 厚 生 年 金 保 険 \mathcal{O} 適 用 事 業 所 に 使用 され る者であ って、 年 . 制 度 適 用 調 整 規 定に、 ょ ŋ 相 手 国法 令の

定 の適 用 を受け るも \mathcal{O} は 厚 生 年 金 保 険 の被保険者としないこと。 (第二十四 条第 項 関 係

2 相 手 国期間を有する者が、 老齢厚生年金、 遺族厚生年金、 老齢厚生年金 の加 給 遺族厚生年金の中

高 齢 寡 婦 加算等 の受給資格要件 又は 加算の 資格要件たる期間 を満 たさない場合、 その者 1 の 相 手 国 |期間

を厚生年金保険 の被保険者期間等に算入すること。 (第二十七条関係)

3 相 手 国 . 期間を有する者が、 障害厚生年金、 障害手当金又は遺族厚生年金の納付要件を満たさない場

合、 その者 0 相 手国期間を考慮すること。 (第二十八条第一 項、 第二十九条第一 項及び第三十条第一

項関係)

4 相 手 玉 期 間 中 -に初診 日 \mathcal{O} あ る傷病による障害を有する者であって、 当該障 は害に係る る障 害認 定 日 に お

1 て 厚生年金保 険の被保険者 期間を有するもの は、 障害厚生年金の支給要件を定めた規定 0 適 用 に当

たり、 当該. 初診 り日にお いて厚生年金保険の被保険者であったものとみなすこと。 (第二十八条第二項

関係)

5 相 手 玉 I期間. 中 -に初診 日 \mathcal{O} あ る傷病による障害を有する者であって、 当該障害に係る障害認定 日 にお

1 7 厚 生 年 金保 険 \mathcal{O} 被 保 険 者 期 間 を有 する ŧ \mathcal{O} は、 障 害手 当 金 の支給要件 を定 \Diamond た規 定 \mathcal{O} 適 用 に 当

り、 当 該 初診 日 において厚生年金保険の被保険者であったものとみなすこと。 (第二十九条第二 一項関

係)

6 厚生 年 -金保険 0 被保 険者期間 を有する者 が 相手 国 期間中 に 死亡し た場合は、 遺族厚 生年金 の支給 要

件 を定めた規定 \mathcal{O} 適用 に当たり、 厚生年 -金保険 の被保険者が死亡したものとみなすこと。 (第三十条

第二項 関 係

7 2 \mathcal{O} 特 例 により支給する老齢 厚生年金 0 加給、 遺族厚生年 · 金 の中 高 配齡寡婦. 加算等 0 額 は、 厚生年金

保 険 法 \mathcal{O} 規 定に よる額 に、 加 算 \mathcal{O} 資 格 要件 たる期 間 に 対 する 厚生 年 金保 険 0 被 保 険 者 期 間 \mathcal{O} 比 を乗じ

て 得た額とすること。 (第三十 -一条第 項 及 び 第二 項 関 係

8 3 か 5 6までの特例により支給する障害厚生年 · 金、 障害手当金又は遺族厚生年金の額は、

乗じて得た額とすること。 前にある傷病に係 (第三十二条及び第三十三条関係 を有する者であって、

る

初診

日

に

お

いて

相手国

期間

当

該

初診

9

障

害

認定

日

が

発効

日

日 が 厚 生 年 金保 険 \mathcal{O} 被保 険 者 期間 又 は 相 手 玉 期 間 中 に あ る ŧ \mathcal{O} が、 当該 障 害認定 日 に お *(* \ て、 障 害 築

級 12 該当す る程 度 \mathcal{O} 障 害 \mathcal{O} 状 態 に あ り、 か つ、 厚生年 金保: 険 \mathcal{O} 被 保 険 者期 間 を有するときは、 障 害厚

生年 金を支給すること。 (第三十五条関係

10

障 害程度を認定すべき日が発効日前にある傷病に係る初診日にお いて相手国期間を有する者であっ

按ね

分率を

て、 該 初 診 日 が ▽厚生年: 金保 険 0 被保 険者 期間 又 は 相 手国 期 間中 に あ る ŧ のが、 当 該 障 害程 度を認 定

すべ き日におい て、 厚生年金保険法第五 十五条第一 項の政令で定め る程度の障 害 一の状態 にに あ り、 か 0

当該 障害に係る障害認定日にお いて厚生年金保険 の被保険者期間を有するときは、 障害手当金を支

給すること。(第三十六条関係)

11 相 手 玉 期 間 及び厚生 年 金保 険 0 被保険者 期 間 を有する者 が · 発 効 日 前 に死亡した場合であって、

当該

死 亡し た 日 が 厚 生年 金 保 険 \mathcal{O} 被保 険 者 期間 又は 相 手 国 期間中にあるときは、 そのは 者 0 遺 族に 遺 族 厚 生

年金を支給すること。(第三十七条関係)

12 厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有 てい

るときは、 <u></u>の 社会保障協定に係る相手国 期 間 \mathcal{O} みを有しているものとして、 2か 5 11 までのこ 特例 を

それぞれ適用すること。 (第三十八条関係)

13 2 カン 5 11 ま で \mathcal{O} 特例に、 より支給す る厚 生 年 金保 険 法 に よ る 保 険 給 付 等 \mathcal{O} 額 は、 当該 厚 生 年 金 葆 険 法

12 よる給 付等 \mathcal{O} 受給権 者が二以 上の 相 手 玉 期 間 を有 してい るときは、 \mathcal{O} 社会保育 障 協 定に係 る 相 手 玉

間 0 みを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とすること。 (第三十九条関

期

係)

七 国家公務員共済組合法関係

1 玉 家公務員共済組合法 (以 下 「国共済法」 という。 の短期給付に関する規定は、 国共済法 に規定

する職員 のうち、 医療 保 険 制 度適 用 調整 規 定により 相 手国 法 i 令 の ! 規 定の 適 用を受ける者には、 適 用

ないこと。(第四十一条第一項関係

2 玉 共 済 法 \mathcal{O} 長 期給 付 に 関 す る 規 定は、 玉 l 共済法 に規定する職 員 0 うち、 年 金 制 度適 用調: 整 規 定によ

り 相 手 国 法令 0 規定 \mathcal{O} 適用を受ける者には、 適用 しないこと。 (第四十一 条第二 項 関 係

3 相 手 玉 期 間 を有する者が、 国共済法による退職共済年金、 遺族共済年金 退 職 共済年金 \mathcal{O} 加 遺

族 共済年 金 の 中 高 齢 寡 婦加算 等 の受給資格 要件 又 は 加算 0 資 格要件 である期間を満たさない 場合、 そ

 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 相 手 玉 期 間 を国 [家公務] 員 (共済 組 合 \mathcal{O} 組 合員 期 、間等に算入すること。 (第四十二条第 項 関 係

4 相 手 玉 期 間 中 に 初 診 日 \mathcal{O} あ る 傷 病 に よる 障 害を有 でする者 であって、 当該 障 害に 係 る 障 害 認 定 日 に お

1 7 国 家 公務 員 共済 組 合 $\overline{\mathcal{O}}$ 組 合員 期 間 を有する ŧ \mathcal{O} は 玉 共 済法 に よる 障 害共 済 年 金 \mathcal{O} 支給 要件 を定

た規定の適用 に当たり、 当該初診日に おい て国家公務員共済組合の組合員であったものとみなすこ

8

と。 (第四十三条第一項関係)

5 相 手 玉 期間· 中 に 初診 日 0 ある公務によらない傷病による障害を有する者は、 国共済法による障害

時 金の支給要件を定めた規定 の適用に当たり、 当該初診 日 iz おい て国家公務員共済組 合の 組 合員であ

ったものとみなすこと。(第四十四条関係)

6 玉 家 公務員共済組合 \mathcal{O} 組 合員 期 間 を 有する者が 相 手 国期 間 中に 死 亡した場合は、 玉 共済法に

よる遺

族 洪済. 年 金 0) 支給 要件 を定 \Diamond た 規 定 \mathcal{O} 適 用 に当た ŋ 国家 公 1務員共 済 組 合 \mathcal{O} 組合員 が 死亡し た ŧ \mathcal{O}

みなすこと。 (第四十五条第一項関係)

7 3 0) 特例により支給する国共済法による退職共済年金 の加給、 遺族共済年金の中高齢寡婦 加 第第等の

額 は、 国 共 済 法 \mathcal{O} 規定 に よる額に、 加 算 \mathcal{O} 資格要件であ る期間 に 対する国家公務員共済 組 合の 組合員

期 間 \mathcal{O} 比 を乗じ て得り た額とすること。 (第四十六条第 項 及 び第二 項 関 係

8 4 か 5 6 ま で \mathcal{O} 特 例 に より支給す る国 共 済法 に 、よる障 害 共 済 年 金 障 害 時 金 又は 潰 族 共 済 年 金

額 は、 玉 共 済 法 \mathcal{O} 規定 12 よる 金額のうち職 域加算 **新額以外** \mathcal{O} 金額に按分率を乗じて得た額とすること。

(第四十七条及び第四十八条関係

9 障 害 認 定 日 が 発効 日 前 にあ る傷 病 に よる障害を有する者で あっ て、 当 該 傷 病 に係 る 初 診 日 が 相 手

玉

期 間 中 に あるも \mathcal{O} が、 当該 障害認定日に おいて、 国家 公務員共済 組 合の 組 合員 期間 を有 Ĺ か つ、 障

害 等級 に該当する程度の障 害 \mathcal{O} 状態 に あるときは、 障 害共済年金を支給すること。 (第五 十条関 係)

10 玉 共済法に規定する退 職 \mathcal{O} 日 が 発 効 日 前 に ある公務によら つない。 傷 病に ょ る障害を有する者であって

当 該 傷 病 に 係 る初診 日 が 相 手 玉 期 間 中 に ある ŧ \mathcal{O} が 当 該 退 職 \mathcal{O} 日 に お 1 て、 玉 家 公 務 員 共 済 組 合

 \mathcal{O} 組 合員 期 間 を 有 か つ、 国 共 済法 第 八 +七 条 \mathcal{O} 五. 第 項 \mathcal{O} 政 令 で定め る程度 \mathcal{O} 障 害 \mathcal{O} 状 態 に あ

ときは、障害一時金を支給すること。(第五十一条関係)

11

相

手

」国期

間

及び

国家公務員共済組合の組

合員期間を有する者が発効日前に死亡した場合であって、

当 該 死亡した 日 が 相手 玉 期間中にあるときは、 その者の遺族に遺族共済年金を支給すること。 (第五

十二条関係)

12 玉 共 済 法 に ょ る長期 給 付等 の受給 資格 要件を満 たさな 1 者 が二 以 上 \mathcal{O} 相 手 玉 期 間 を有 てい るとき

は \mathcal{O} 社 会保 障 協定 に · 係 る 相 手 国 |期間 \mathcal{O} みを有しているものとして、 3 カコ ら 11 まで \mathcal{O} 特例をそれぞ

れ適用すること。(第五十三条関係

13 3 カン ら 11 ま で \mathcal{O} 特 例 に より 支給す る国 共 済 法 に による 長期 給 付等 \mathcal{O} 額 には、 当該 玉 共 済 法 に ょ る 長 期

付 等 受給権 者 が二以 上 \mathcal{O} 相 手 国 期 間 を有しているときは、 \mathcal{O} 社 会保障協定に係 る 相 手 玉 期 間 \mathcal{O} 給 4

を有して 7 るも のとしてそれぞれ計算した額のうち最も高 V) 額とすること。 (第五 十四四 1条関1

八 地方公務員等共済組合 法 関係

1 地 方公 「務員! 等 共 済 組 合 法 (以 下 地地 共済 法 という。 \mathcal{O} 短 期給 付 じ 関 する規定 は、 地 共 済 法 に 規

定する 職 員 のう ち、 医 療 保 険 制 度 適 用 調 整 規定 に ょ ŋ 相 手 玉 法令 \mathcal{O} 規 定 0) 適 用 を受け る者に は 適 用

L ないこと。 (第 五. + 人 条第 項 関 係

2 地 共 済 法の長期給付 に 関する規定は、 地 共済法に規定する職員等のうち、 年 金制度適用調整規定に

ょ ŋ 相 手 国法令 \mathcal{O} 規定 に より 相手国 法令 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適用を受ける者には、 適 用 ľ な いこと。 (第 五 十八

条第二 項 関 係

3 相 手 玉 期 間 を 有する者が、 地 共 済 法 に ょ る退 職 共 済 年 金、 遺 族 共 済 年 金 退 職 共 済 年 金 \mathcal{O} 加 給 遺

族 洪済 年 金 \mathcal{O} 中 高 齢 寡 婦 加算 等 \mathcal{O} 受給資格 要 侔 又 は 加 算 \mathcal{O} 資 格要: 件 であ る 期 間 を 満 たさな 7 場 合 そ

 \mathcal{O} 者の 相 手国 期間を地方公務員共済組合の 組合員期間等に算入すること。 (第五十九条第一 項関 係

相 手 玉 期 間 中 に 初診 日 \mathcal{O} あ る傷 病 に ょ る 障害を有する者 で あっ て、 当 該 障 害 に 係 る 障 害 認 定 日 に お

4

1 7 地 方 公務員 (共済組 合の 組合員期間を有する ŧ 0 は 地 共 済法 に よる障 害共 済 年 金 \mathcal{O} 支給要件 を定

と。 (第六十条第一項関係)

8

た規定

 \mathcal{O}

適

用

に当た

り、

当

該

初診

日

に

お

į,

て地方公務員共

済組合

の組合員であ

ったものとみなすこ

5

相

手

玉

期

間

中

12

初

診

日

 \mathcal{O}

あ

る

公務に、

よら

な

い傷

病

に

ょ

る障害を有する者は、

地

共

、済法

に

ょ

る

障

害

時 金 0) 支 給 要件 を定、 8 た 規 定 \mathcal{O} 適 用 に . 当 た り、 当 該 初 診 日 に お 1 て 地 方 公 務員 共 済 組 合 \mathcal{O} 組 合 員 で あ

ったものとみなすこと。(第六十一条関係)

6 地 方公務員共済組合 \mathcal{O} 組 合員期間 を有する者が相手国期間中に死亡した場合は、 地 共済法による遺

族 共 済年金の支給要件 を定め た規定 \mathcal{O} 適 用 に当たり、 地方公務員共済組 合 \mathcal{O} 組合員が 死亡し た ŧ のと

みなすこと。(第六十二条第一項関係)

7 3 \mathcal{O} 特 例 に ょ り 支給 す る地 共 済 法 に ょ る 退 職 共 済 年 金 \mathcal{O} 加 給 遺 族 共 済 年 金 \mathcal{O} 中 高 齢 寡婦 加 算 等 \mathcal{O}

額 は 地 共 済 法 \mathcal{O} 規定 12 ょ る 額 に、 加 算 \mathcal{O} 資 (格要件 で あ る 期 間 12 対 す る地 方公務員共済 組 合 \mathcal{O} 組合員

期 間 0 比 を乗じて得た額とすること。 (第六十三条第一項及び第二 項

関

係

8

額

は、

地

<u>共</u>

済法

 \mathcal{O}

規定

に

よる金額のうち職域加算額以外

の金額に按分率を乗じて得た額とすること。

 \mathcal{O}

4 カ 5 6 ま で \mathcal{O} 特 例 に より支給す んる地 共済法 による障害 共 済年 金 障 害 時 金 文は 潰 旋共 済 牟 金

(第六十四条及び第六十五条関係)

9 障 害 認定 日 が 発効 日 前にある傷病による障害を有する者であって、 当該傷病に係る初診 日 が 相手国

期 間 中 に あ る Ł \mathcal{O} が 当 該 障 害 認定 日 に お 1 て、 地方 公務員 共済 組 合の 組 合員 期 間 を 有 Ļ カン つ、 障

害 等 級 に 該 当す える程式 度 \mathcal{O} 障 害 \mathcal{O} 状 態 に あ るときは、 障 害 共 済 年 金を支給すること。 (第六十 七 条関 係

地 共 済 法に規定する退職 0) 日 が 発 効 日 前にある公務によら ない 傷 病による障害を有する者で あ 0 7

10

当該傷 病に係 ぶる初診 日 Lが相 手 ,国期間· 中 に あるも のが、 当該 退職 0 日 に お *(* \ て、 地方公務員共済組

 \mathcal{O} 組 合員 (期間) を有し、 カン つ、 地共済法第九十六条第 項の政 令で定める程度の障害の 状態に あるとき

は、 障 害 時 金を支給すること。 (第六十 -八 条 関 係

11 相 手 玉 期 間 及 び 地方 公務員 (共済組 合 \mathcal{O} 組 合員 期 間 を 有する者が 発 効 日 前 に · 死亡 した場合であって、

当 該 死亡 た 日 が 相 手 玉 期 、間中にあるときは、 その者 の遺族 次に遺 族 共済年金を支給すること。 (第六

+ 九条関 係

12 地 共 済 法 による長期 給 付等 の受給 資格要件を満 たさな 7 者が二以 上の 相 手 国 期 間 を有 してい るとき

は、 \mathcal{O} 社会保障協定 に 保る 相 手国 期間 \mathcal{O} みを有しているものとして、 3 か 5 11 まで \mathcal{O} 特例、 をそれぞ

れ適用すること。 (第七十条関係)

13 3 カゝ 5 11 まで \mathcal{O} 特例 に より支給す る地共済法による長期給付等 0 額は、 当該 地共済法によ る長 (期給

付 等 \dot{O} 受給 権 者 が 二以 上 \mathcal{O} 相 手 玉 期 間 を有 L て 7 るときは \mathcal{O} 社 会保障 協 定 に 係 る 相 手 玉 期 間 \mathcal{O} 4

を 有 7 1 るも \mathcal{O} てそれが ぞ れ 計 算 L た 額 0 うち 最 も高 7) 額とすること。 (第七 + 条関 係

九 私立学校教職員共済法関係

1 私 立学校教職 員共済 法 (以 下 「私学共済法」 という。) の短期給付に関する規定は、 私学共済法に

規 定す ^る教職! **資等** のうち、 次に · 掲 げ る もの にはは 適 用 しないこと。 (第七十六条第 項 関 係

(1)日 本 玉 \mathcal{O} 領 域 角 に お 1 て 就労す る者であって、 医 療保証 険 制 度適 用 調 整 一規定に より 相 手国法· 令 \mathcal{O} 規

定の適用を受けるもの。

(2)相 手 玉 \mathcal{O} 領 域 内 に お V て就労する者であって、 医療保証 険 制度適 用調整規定により 相 上手 国法· 合の規

定の適用を受けるもの。

私 学 共 (済法 0 長 期 給 付 : に 関 する規定 は、 私学 共 済法 に規定する教 職 員等 のうち、 次に 掲げる

2

は 適 用 ないこと。 (第七十六条第二項 関 係

適 用 を受けるもの。 (1)

日

本

玉

 \mathcal{O}

領域内

にお

1

て就労する者であって、

年金制度適用調整規定により相手国法令の規定

(2)相 手 玉 \mathcal{O} 領 域 內 に お 1 て就労する者であって、 年金制 度適用 調整規定 に より 相 手 玉 法 令 0) 規定

 \mathcal{O}

適 用 を受け る

3 相 手 玉 期 間 を 有する者が、 私学共 済法による退 職共 済年 金、 遺族 从 共 済 年 金、 退 職 共 済年金 0) 加 給

遺 族 共 済 年 金 0 中 高 齢 寡婦加算等の受給資格要件 |文は 加算 \mathcal{O} 資格要件である期間 を満たさない 、場合、

そ の者 0 相 手 国 期間、 を 私学共済法に 規定す る加入者期間等に 算入すること。 (第七十七 条 第 項関! 係

4 相 手 玉 期 間 中 に 初診 日 \mathcal{O} あ る傷病 に よる 障害を有する者であって、 当該障 害に係る 障 !害認· 定 日 に な

7 私学 共 済 法 12 規定 す る加 入者 期 間 を有 す Ź Ł $\overline{\mathcal{O}}$ は 私学 共 済 法 に よ る 障 害 共 済 年 金 \mathcal{O} 支 給 件 な

定 8 た規定 \mathcal{O} 適 用 に当 た り、 当 該 初 診 日 に お į١ て 私立学校教職員共済制 度の 加入者で あ <u>つ</u> た ŧ のとみ

なすこと。 (第七十八条第 項 関 係

相 手 玉 .期 間 中 ・に初診 日 0) あ る職 務 によら な い傷 病に ょ る障・ 害を有する者は、 私学共 済 法 に よる障 害

5

時 金 0) 支給要件を定めた規定 \mathcal{O} 適 用 に当たり、 当該初診 百に お 1 て私立学校教職 員共済制 度 \mathcal{O} 加 入

者であったものとみなすこと。(第七十九条関係)

6 私学共済法に規定する加入者 L期間、 を有す へる者がに 相 手 国 1期間中に死亡した場合は、 私学共済法による

遺 族 共 済 年 金 0 支給要件 を定 \Diamond た 規 定 \mathcal{O} 適 用 に . 当 た り、 私立 ·学校教 職 員 共 済 制 度 \mathcal{O} 加 入者 が 死 亡 L

ものとみなすこと。(第八十条第一項関係)

7 3 \mathcal{O} 特 例 によ り支給する私学共済法に よる退職共済年 金の 加給、 遺族共済年 · 金 の中 高 齢 寡 婦 加 算等

 \mathcal{O} 額 は、 私学共済法の 規定による額に 加算 0 資格要件 であ る期間 に対す る私学共済法に規定する加

入 者期 間 \mathcal{O} 比 を乗じて得た額とすること。 (第八十一 条 第 項及び 第二項関 係

8 4 カン 5 6 ま で \mathcal{O} 特例 に より支給す る私学共済法 に ょ る障 害 L 共済年 金、 障 害 時 金又 は 遺族共 八済年金

 \mathcal{O} 額 は、 私学 共 済 法 \mathcal{O} 規 定に ょ る 金 額 \mathcal{O} う 5 職 域 加 算 額 以 外 \mathcal{O} 金額 に接続 分率 を乗じ て得た額とするこ

と。(第八十二条及び第八十三条関係)

9

障 害認定日が 発効日 前にある傷病による障害を有する者であって、 当該傷病に係る初診日が 相手国

期 間 中 に あ るも \mathcal{O} が、 当 該 障 害 認 定 日に お į١ て、 私学 共済法に規定する 加 入者 期 間 を有 Ļ か つ、 障

害 1等級 に 該当する程度の 障害 \mathcal{O} 状態 に あるときは、 障害共済年金を支給すること。 (第八十 五 一条関係)

10 私学共済法第二十五条にお V > て準 用する国共 済法 (以 下 「準用国共済法」という。 に 規定する退

職 \mathcal{O} 日 が 発効 日 前にあ る職務 によらない 傷 病による障害を有する者であって、 当該傷 場病に係る る初診 H

が 相 手 国 期間 中 12 あ る ŧ \mathcal{O} が、 当 該 退 職 \mathcal{O} 日 に お į١ て、 私学共 済 法 に規定 する加 入者 期 間 を 有 か

潍 用 玉 共 済 法 第 八 + 七 条 \mathcal{O} 五 第 項 \mathcal{O} 政 合で・ 定め る 程 度 \mathcal{O} 障 害 \mathcal{O} 状態 に あるとき は、 障 害 時 金

を支給すること。(第八十六条関係)

11 相 手 国期間及び私学共済法 に規定する加入者期間を有する者が発効日前に死亡した場合であって、

当 該 死亡した日 が 相手 玉 期間中にあるときは、 その者の遺族に遺族共済年金を支給すること。 (第八

十七条関係)

12 私 学 共 済 法 に ょ る長 期 給付 等の 受給資格 要件、 を満 たさな 7 者が二 以 上 \mathcal{O} 相 手 玉 期 間 を 有 7 1 ると

きは \mathcal{O} 社会保障協 定 に係 る 相 手 国期間 \mathcal{O} みを有しているものとして、 3 か 5 11 まで の特 例をそれ

ぞれ適用すること。(第八十八条関係

13 3 カン ら 11 ま で \mathcal{O} 特 例 に より 支給す る 私学 共済法 に ょ る長期 給付 等 \mathcal{O} 額 は、 当 該 私学 共 (済法 12 ょ る

期 給 付 等 の受給 権者が 以以 上 \mathcal{O} 相 手 ,国期間 を有してい るときは、 \mathcal{O} 社会保障協 定に 係 る相 手 玉 期 間

 \mathcal{O} みを有 してい るものとしてそれぞれ計 算 した額 のうち最も高 1 額とすること。 (第八十 九 条関

十 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

1 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 規 定 に ょ Ŋ 同 時 に 二以 上 \mathcal{O} 老 齢 厚 生 年 金 \mathcal{O} 加 給 又は共 済年 金 各法 に ょ る退 職 共 済

年

金

 \mathcal{O}

加 給 \mathcal{O} 支 給 を受 け ることができる者に 0 1 て は そ \mathcal{O} 額 が 最 ₽ 高 1 \mathcal{O} 加 給を支 給 そ \mathcal{O} 間 他 \mathcal{O}

加給の支給を停止すること。(第九十三条関係)

2 相 手 玉 I期間· 中 に 初診 日 \mathcal{O} あ る傷病 12 よる障害を有する者であって、 当該障害 に係る障害認定日 12 お

1 て二以 上の被 用 者年 金 制 度 \mathcal{O} 被 保 険者等で あ 0 た期 間 を有する もの は、 当該 障 .害認 定 日 前 \mathcal{O} 直 近 \mathcal{O}

被 用 者 年 金 制 度 \mathcal{O} 被 保 険 者等 で あ 0 た 期 間 \mathcal{O} み を有するも 0 とみなして障 害厚 生年 金等に係 る 特 例 を

適用すること。(第九十四条関係)

3 相 手 玉 期 間 中 12 死亡 た者: 等 であ 0 て、 当 該 死亡 $\overline{\iota}$ た日 に おい て二以上 \mathcal{O} 被 用 者 年 金 制 度 \mathcal{O} 被 保 険

た期間を有するも のは、 当該死亡した日前 の直 . 近 の被用 者年金制度 0 被保険者等 0 資 格 を

者

等であ

<u>つ</u>

喪失し た 日 0 前 日に お ける被用 者年 金制: 度 \mathcal{O} 被 保 険者等であ つ た期間 \mathcal{O} みを有するものとみなして遺

族厚生年金等に 係る特例を適用すること。 (第九十五条関係

4 この 法 律の規定により同時 に同一 の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢 寡婦加算

又は共済年金各 法による遺族 共済年金 の中 高齢 寡 婦 加算 の支給を受けることができる者につい ては、

そ \mathcal{O} 額 が 最 ŧ 高 1 \mathcal{O} 中 高 [寡婦 加算を支給 Ļ その 間、 他 \mathcal{O} 中 高 [齡寡婦. 加算 の支給を停止すること。

第 九 + 六条第 項関 係

十 一 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他

1

相 手 国年 金 の申請等を行おうとする者は、 当該 :相手国年金の申請に係る文書を社会保険庁長官等に

提出 することができること。 (第百 条第一 項関 係

2 社会保険庁長官等は、 厚生. 一年金保 険 法 \mathcal{O} 被保 険者等に関する情 報 を、 当該 情 報 の本人又はそ \mathcal{O} 遺族

 \mathcal{O} 権 利 義 務 に 係 る社会 会保 障 協 定 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 実 施 に 必 要な 限 度に お 1 て、 相 手 玉 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} あ る当 局 又は相

手 国 実 施 機関等に提供することができること。 (第百二条第一項関係)

施行 期 日 等

この法律 は、 平成二十年三月三十一日 まで \mathcal{O} 間 に お į, て政令で定め る日 か ら施行すること。 ただし、

第二の四については、 健康保険法等の 部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第 条第

四号に掲げる規定 足の施行 \mathcal{O} 日 か ら施行すること。 (附則第 条関係

三十三条から第三十五条まで関係)

この法律

の施

行

に

関し

必要な経過措置等を定めること。

(附則第二条から第二十九条まで及び附則第

三 次に掲げる法律を廃止すること。(附則第三十二条関

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等

係

に関する法律

1

2 社会保障に関 する日本国とグレ | |-・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間 の協定 の実施

に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

3 社会保障 に関 す る日 本国とアメリ 力 合衆 国との 間 の協 定 んの実施 に伴う厚生年 金保険法等の特 例等に

関する法律

4 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する

5 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の

特 例等に関する法律

6 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関

する法律

律

7

社会保障

に関する日本国とカナダとの間

の協定

の実施

に伴う厚生

年金保険法等の特例等に関する法